

第1回 札幌市介護保険事業計画推進委員会 (第8期) 説明資料等

○ 札幌市介護保険事業計画推進委員会について

資料 1	札幌市介護保険条例、札幌市介護保険事業計画推進委員会規則	1
資料 2	札幌市介護保険事業計画推進委員会の運営	3
資料 3	地域密着型サービス部会の設置	4
資料 4	地域密着型サービス部会の委員の選任	7
資料 5	市民調査部会・事業者調査部会の設置	9

○ 札幌市高齢者支援計画2021について

資料 6	札幌市高齢者支援計画2021の概要	10
------	-------------------	----

○ 札幌市の介護保険事業の現状、取組状況について

資料 7	被保険者（人口）と要介護・要支援認定者の状況	12
資料 8	介護保険サービスの状況	14
資料 9	第1号被保険者保険料	15
資料 10	令和3年8月からの介護保険費用負担	16

○ 地域密着型サービス事業者の指定状況について

資料 11	地域密着型サービス事業者の指定状況（令和3年3～8月）	18
-------	-----------------------------	----

参考資料 1	介護保険制度の費用負担	22
参考資料 2	札幌市介護保険会計（平成30～令和2年度）の運営状況	23
参考資料 3	札幌市高齢者支援計画2021（令和3～5年度）における収支見込み	24
参考資料 4	保険給付費の推移（第7期実績・第8期見込み）	25
参考資料 5	第1号被保険者数・認定者数・サービス利用者数の推移（年度平均） （平成30～令和2年度）	26
参考資料 6	保険給付費執行状況（サービス種別）（平成30～令和2年度）	27
参考資料 7	地域密着型サービス事業者の指定状況（令和元～3年）	28

札幌市介護保険条例（抄）

第 2 章 介護保険事業計画

（介護保険事業計画の推進）

第 2 条 市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 117 条第 1 項の規定により定める札幌市介護保険事業計画（以下「計画」という。）の推進に関して、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（介護保険事業計画推進委員会）

第 2 条の 2 計画の推進を図り、介護保険事業の円滑な実施を確保するため、札幌市介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）計画の策定、進行管理及び評価について調査審議し、及び意見を述べること。
- （2）前号に定めるもののほか、介護保険事業の実施に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 委員会は、委員 23 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）被保険者
- （2）学識経験者
- （3）保健、医療又は福祉の関係者
- （4）介護サービスの提供に携わる者
- （5）その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3 年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 委員会はその定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市介護保険事業計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号。以下「条例」という。)

第2条の2第9項の規定に基づき、札幌市介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

札幌市介護保険事業計画推進委員会の運営

1 運営方法

(1) 議題及び開催日時の決定

議題及び開催日時については、多くの委員が出席できるよう考慮しながら、委員長と事務局の打ち合わせにより決定します。

(2) 開催通知

原則として、開催日の3～4週間前にお知らせします。

(3) 資料の事前配布

原則として、開催日の1週間前までに各委員あてに郵送します。

(4) 委員会の公開等

会議は原則として公開とし、一般市民が傍聴できるものとします。

ただし、会場の制約上、定員を超えた場合には、委員会の議事録要旨の閲覧で対応します。

なお、周知については、本市の広報システム及びホームページを活用して行います。

2 開催回数と議題（予定）

- 令和3年度（2021年度） 2回程度
- 令和4年度（2022年度） 3回程度
- 令和5年度（2023年度） 5回程度
 - ・介護保険の運営状況等について
 - ・介護保険事業の実態調査について
 - ・高齢者支援計画策定について など

3 参考（前期介護保険事業計画推進委員会（第7期）の開催時期）

- 平成30年度（2018年度） 9月、1月
- 令和元年度（2019年度） 5月、10月
- 令和2年度（2020年度） 6月※、8月、10月、11月※、3月※

※ 書面会議により開催

地域密着型サービス部会の設置

1 地域密着型サービスの概要について

(1) 地域密着型サービスの趣旨と基本的な考え方

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた自宅や地域での生活をできるだけ続けられるよう支援するためのサービスです。

原則として、日常生活圏域内で必要なサービス利用が完結するよう計画的に整備を進めていきます。

地域密着型サービスは、以下の9種類です。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型通所介護（定員 18 人以下の通所介護）※平成 28 年 4 月～
- ④ 認知症対応型通所介護
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の介護専用型特定施設）
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

(2) 地域密着型サービスの仕組み

	概要	介護保険法 関係条文
指定・ 指定権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定・指導監督の権限は、保険者である市町村が有する。 ・ 原則として、事業者が存在する市町村の被保険者のみがサービスを利用できる（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者を除く）。 <p>※ 所在市町村以外の被保険者が利用する場合は、改めて当該市町村から指定を受ける必要がある。その場合、事業所所在市町村長の同意を得なければならない。</p>	第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 78 条の 2 - 4 ④
適正な 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村介護保険事業計画に定められた市町村（又は日常生活圏域）ごとの利用定員の総数を超える場合には、指定をしないことができる。 <p>※ 認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の 3 サービスに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、適正な運営を確保するため指定に際し必要な条件を付すことができる。 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量及び質の向上のために、特に必要があると認めるときは、公募を通じた選考によって指定できる。 	第 78 条の 2 - 6 ④ 第 78 条の 2 - 8 第 78 条の 13

基準	・ 市町村は地域の実情に応じて、国が定める基準の範囲内で、独自の指定基準や報酬を設定することができる。	第42条の2-4 第78条の4-5
公平・公正な仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平・公正の観点から、市町村は指定の適否の決定をする際には、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・ 市町村は独自に指定基準等を設定する際には、関係者の意見を反映させるための措置を講じなければならない。 ※ 被保険者、学識経験者、介護サービス事業者などで構成された「運営委員会」等を組織し、意見反映の場とする（名称や構成員等は市町村ごとに異なる）。	第42条の2-5 第78条の2-7 第78条の4-6

(3) 利用者数推移及び見込み（月平均）

（単位：人）

	H30	R元	R2	R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,501	2,898	3,326	3,685	3,837	4,027
夜間対応型訪問介護	140	104	83	78	79	83
地域密着型通所介護	6,300	6,384	5,704	6,635	6,897	7,211
認知症対応型通所介護	708	710	654	723	745	774
小規模多機能型居宅介護	2,918	3,175	3,344	3,632	3,871	4,102
認知症対応型共同生活介護	4,166	4,266	4,284	4,386	4,453	4,520
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	14	14	15	15	15
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	321	308	310	312	312	312
看護小規模多機能型居宅介護	539	575	655	710	730	770

※ H30～R2年度は実績。R3～R5年度は札幌市高齢者支援計画2021の見込み。

(4) 事業所数推移（各年4月1日時点）

（単位：か所）

	H30	R元	R2	R3	R3.7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60	65	74	74	73
夜間対応型訪問介護	4	3	3	3	3
地域密着型通所介護	313	308	303	292	291
認知症対応型通所介護	71	67	62	67	65
小規模多機能型居宅介護	142	151	159	162	163
認知症対応型共同生活介護	257	260	262	263	263
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12	12	12	11	11
看護小規模多機能型居宅介護	23	25	30	30	31

2 「地域密着型サービス部会」の設置について

(1) 設置の目的等

平成18年度の介護保険法（以下「法」という。）の改正に伴い、新たなサービス類型として地域密着型サービスが創設されました。このサービスは、市町村が指定権限を有するとともに、国が定める基準の範囲内で、地域の実情に応じた弾力的な指定基準と報酬設定ができることとなっております。

そして、これらの権限を行使する際には、法の規定により、公平・公正を図るため、被保険者その他の関係者の意見を反映させる等の措置を講ずることが求められており、具体的には、国の指針（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」令和3年厚生労働省告示第29号 第二-三-2-(一)）により、委員会の設置が義務化されております。

この委員会は、既存の介護保険事業計画推進委員会等を活用して差し支えないとされておりますことから、札幌市におきましては当推進委員会内に地域密着型サービス部会（以下「部会」という。）を設置しているところです。

(2) 部会の役割

ア 部会では次の事項について札幌市に対し意見を述べていただいております。

- ・ 札幌市が地域密着型サービスの指定基準を設定しようとするとき。（法第78条の4第6項）
- ・ 札幌市が地域密着型サービスの介護報酬を設定しようとするとき。（法第42条の2第5項）

イ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他札幌市が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議していただきます。

(3) 部会の開催頻度

上記(2)の項目について、随時開催としております。

地域密着型サービス部会委員の選任

1 委員構成について

地域密着型サービス部会の委員については、地域の実情に応じて、介護保険の被保険者、介護サービス及び介護予防サービスの事業者・利用者、地域における福祉関係者、学識経験者などを選定することになっております。

このため、部会委員はなるべく各分野からバランスよく選定することとします。

2 委員数について

人数については部会を随時開催する際に、参加委員の日程調整等を比較的短期間の内に行わなければならない状況が見込まれることから、あまり多人数を選定することは不相当と考えられるため、前回の地域密着型サービス部会の委員数とほぼ同様の6～7名で構成します。

3 委員の選定について

部会委員については、委員長の名指しとしておりますので、以上のことを踏まえ、委員長及び副委員長と調整のうえ選定します。

地域密着型サービス部会 部会員 事務局案

氏 名	所 属 団 体 等
はやし み え こ 林 美 枝 子	日本医療大学 保健医療学部 看護学科 教授
せ と ま さ し 瀬 戸 雅 嗣	札幌市老人福祉施設協議会 顧問
かしわ ひ ろ ふ み 柏 浩 文	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長
なが さ き り ょ う い ち 長 崎 亮 一	札幌市介護支援専門員連絡協議会 副会長 兼 事務局長
はや さ か 早 坂 み ど り	札幌市厚別区第1地域包括支援センター センター長
さい と う る み こ 齋 藤 ル ミ 子	市民委員（公募）
よ こ や ま い さ お 横 山 勲	市民委員（公募）

（以上7名、敬称略）

※ 市民委員50音順

市民調査部会・事業者調査部会の設置

本市では、高齢者支援計画の策定にあたり、基礎資料とするための各種調査を実施しています。

推進委員会ではこれまでも、この各種調査の項目を検討するため、「市民調査部会」及び「事業者調査部会」を設置しています。

1 前期における部会の役割について

令和元年度に行った各種調査について、細部にわたる論議や分析、課題整理などを行い、調査項目を検討いただきました。

(1) 市民調査部会（12名）

- ア 高齢者及び若年者に対する、高齢社会に関する意識調査の項目の検討
- イ 要介護（支援）認定者意向調査の項目の検討

(2) 事業者調査部会（11名）

介護保険サービス事業者調査の項目の検討

(3) 検討結果について

各部会での検討結果を推進委員会（全体会議）へご提案いただき、それらを基に推進委員会において総合調整を行いました。

2 部会の運営状況について

各部会とも、令和元年度（8～9月）に2回ずつ開催しました。

3 今期における部会の設置について

来年度（令和4年秋冬頃）に予定している各種調査の実施に向け、部会の役割、委員構成等を検討の上、次回以降の推進委員会でお諮りします。

札幌市高齢者支援計画 2021 における重点的な取組

1 計画の進捗管理について

国が示す手引きを参考として、計画に掲載したサービス見込み量や取組、目標を継続的に評価、分析し、その成果を公表するとともに、必要に応じて見直しを行うなど、地域の実情に応じた進捗管理に取り組む必要があります。

2 重点項目について（札幌市が目指す高齢者支援体制）

平成 29 年の介護保険法改正に伴い市町村介護保険事業計画の必須記載事項となった「自立した日常生活の支援」、「要介護状態等となることの予防、軽減、悪化の防止」及び「介護給付費等に要する費用の適正化」に加え、地域包括ケア体制の基盤強化に向けた取組を挙げています。

(1) 高齢者と家族を支える支援体制の充実【施策 1・2】

高齢者やその家族の状態やニーズに応じ、必要なサービスが切れ目なく提供できる環境を整備します。

ア 仮称) 基幹型支援センターの設置 (計画書 P101)

イ 地域包括支援センターの機能強化 (計画書 P101)

(2) 自立支援・重度化防止の推進【施策 2・3・4】※計画の必須記載事項

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援し、また、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の改善、重度化防止の取組を進めます。

ア 介護予防活動の充実 (介護予防センターの機能強化、地域リハビリテーション活動支援事業の実施 等) (計画書 P103)

イ データの活用による地域分析 (計画書 P112)

ウ 認知症高齢者支援の充実 (認知症サポーター養成講座の実施、認知症カフェの支援 等) (計画書 P115、116)

エ 成年後見制度の利用促進 (計画書 P116)

オ ケアマネジメントの基本方針 (計画書 P111)

(3) 担い手の確保と社会参加の促進【施策1・5】

介護現場を支える担い手の確保と、元気な高齢者が地域で活躍できる機会を増やし、高齢者を支える基盤づくりに取り組めます。

ア 高齢者の社会参加支援に関する基本方針に基づく取組（シニア世代の社会参加に係る啓発事業の実施、介護サポートポイント事業の実施 等）（計画書 P92）

イ 担い手の確保の取組（潜在介護福祉士（有資格者）等再就職促進事業の実施、新任介護職員・育成担当者向けのフォローアップ研修、地域人材の介護助手活用促進 等）（計画書 P122）

ウ 介護現場の業務負担軽減の取組（介護現場における A I ・ I C T 普及促進 等）（計画書 P125）

(4) 給付適正化の取組【施策7】※計画の必須記載事項

要介護等認定者の増加が見込まれる中、介護保険制度を持続するために、自助・互助・共助・公助のバランスに配慮した事業設計や介護給付の適正化、保険者としての機能強化による介護サービス等の質の向上、事業の継続的な検証・見直しなど、適切な事業運営に努めます。

ア 縦覧点検・医療情報との突合（計画書 P132）

イ ケアプラン点検の実施（計画書 P132）

ウ ケアマネジメントの基本方針（再掲）（計画書 P111）

被保険者（人口）と要介護・要支援認定者の状況

1 全国との比較

(1) 人口構成（令和2年10月1日現在）

札幌市は全国に比べて65歳以上人口の総人口に占める割合（高齢化率）が低くなっています。

（単位：千人）

	第1号 被保険者		第2号 被保険者	（参考）		
	65歳以上		40～64歳	30～39歳	20～29歳	19歳以下
	75歳以上	65～74歳				
札幌市 (1,962)	541 (27.6%)		689 (35.1%)	234 (11.9%)	198 (10.1%)	299 (15.3%)
	262 (13.4%)	278 (14.2%)				
全国 (125,708)	36,191 (28.8%)		42,202 (33.6%)	13,972 (11.1%)	12,655 (10.1%)	20,688 (16.5%)
	18,723 (14.9%)	17,468 (13.9%)				

※ 全国は総務省統計局推計人口、札幌市は住民基本台帳人口による。

※ （ ）内は総人口に対する構成割合

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

(2) 要介護・要支援認定率（被保険者に占める各認定者の割合）（各年度10月1日現在）

札幌市は全国に比べて要介護等認定率が約2ポイント高くなっています。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
札幌市	20.2%	20.2%	20.1%	20.4%	20.8%	20.8%
全国	17.9%	18.0%	18.1%	18.3%	18.5%	18.6%

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 第2号被保険者は含まない。

(3) 要介護度別認定者割合（令和2年10月1日現在）

札幌市は全国に比べて要介護2～5の重度の要介護認定を受けた人の割合が低く、要支援1・2、要介護1の認定を受けた人の割合が高くなっています。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
札幌市	18.7%	16.4%	23.9%	15.4%	9.2%	9.4%	7.0%
全 国	14.1%	14.0%	20.4%	17.1%	13.2%	12.4%	8.8%

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 第2号被保険者は含まない。

2 札幌市の直近のデータ

(1) 人口構成（令和3年7月1日現在）

（単位：千人）

	第1号 被保険者		第2号 被保険者	（参考）		
	65歳以上		40～64歳	30～39歳	20～29歳	19歳以下
	75歳以上	65～74歳				
札幌市 (1,963)	546 (27.8%)		690 (35.2%)	231 (11.8%)	198 (10.1%)	298 (15.2%)
	266 (13.5%)	280 (14.3%)				

※ 住民基本台帳人口による。

※ （ ）内は総人口に対する構成割合

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

(2) 要介護度別認定者数と割合（令和3年7月1日現在）

認定者数は7月1日現在113,243人（令和2年7月1日現在：111,041人）で、この1年間で2,202人増（対前年比102.0%）となっています。

要介護度別の割合は、要介護1が最も多く、要支援1、要支援2の順に続いています。

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認定者数	21,502	18,149	27,409	16,969	10,528	11,334	7,352
割合	19.0%	16.0%	24.2%	15.0%	9.3%	10.0%	6.5%

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 第2号被保険者は含まない。

介護保険サービスの状況

1 サービス利用者数の構成割合（各年度平均）

	サービス種別	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
札幌市	居宅介護・介護予防	66.3%	66.6%	67.1%
	地域密着型（介護予防）	21.0%	21.1%	20.7%
	施設	12.7%	12.3%	12.2%
全 国	居宅介護・介護予防	67.5%	67.7%	未集計
	地域密着型（介護予防）	15.6%	15.5%	未集計
	施設	17.0%	16.7%	未集計

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 端数処理の関係で割合の合計が 100%にならない場合がある。

※ 令和 2 年度は、全国の数値が未集計

2 サービス費用（保険給付費）の構成割合（各年度平均）

	サービス種別	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
札幌市	居宅介護・介護予防	46.6%	46.6%	46.1%
	地域密着型（介護予防）	25.7%	26.1%	26.6%
	施設	27.7%	27.3%	27.3%
全 国	居宅介護・介護予防	49.9%	50.0%	未集計
	地域密着型（介護予防）	17.1%	17.1%	未集計
	施設	33.1%	32.9%	未集計

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 端数処理の関係で割合の合計が 100%にならない場合がある。

※ 令和 2 年度は、全国の数値が未集計

第 1 号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	負担割合	第 7 期	第 8 期
第 1 段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	基準額 ×0.30	20,783 円	20,781 円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方			
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額 ×0.50	34,638 円	34,635 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額 ×0.70	48,493 円	48,489 円
第 4 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90	62,348 円	62,343 円
第 5 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	69,275 円	69,270 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額 ×1.15	79,667 円	79,661 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	基準額 ×1.25	86,594 円	86,588 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満の方	基準額 ×1.50	103,913 円	103,905 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満の方	基準額 ×1.75	121,232 円	121,223 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	基準額 ×2.00	138,550 円	138,540 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	基準額 ×2.10	145,478 円	145,467 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方	基準額 ×2.20	152,405 円	152,394 円
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の方	基準額 ×2.30	159,333 円	159,321 円

※ 第 7 期は平成 30 年度～令和 2 年度、第 8 期は令和 3 年度～令和 5 年度の年間保険料を掲載。

※ 第 1～3 段階は、保険料軽減に伴う、軽減後の保険料及び負担割合を掲載。

計画期間	全国平均	政令市平均	道内平均	札幌市
第 7 期	5,869 円	6,132 円	5,617 円	5,773 円
第 8 期	6,014 円	6,381 円	5,693 円	5,773 円

※ それぞれ、保険料基準額の月額を掲載。

令和 3 年 8 月からの介護保険費用負担

1 特定入所者介護サービス費について

介護保険施設に入所（短期入所を含む）している所得の低い方で、一定以上の資産がない場合は、申請により、食費・居住（滞在）費の負担限度額と基準費用額の差額が特定入所者介護サービス費として支給されます。

令和 3 年 8 月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や資産がある世帯について、食費の負担額の見直しが行われました。

○ 特定入所者介護サービス費の利用者負担限度額（日額）一部見直しの概要

【令和 3 年 7 月まで】

(単位：円/日)

利用者負担段階		負担限度額		預貯金等の資産上限額	
		食費	居住(滞在)費 ※多床室	本人のみ	配偶者がいる
第 1 段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、老齢福祉年金を受給している方	300	0	1,000 万	2,000 万
第 2 段階	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	390	370		
第 3 段階	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、利用者負担段階が第 1・2 段階以外の方	650			

【令和 3 年 8 月から】

(単位：円/日)

利用者負担段階		負担限度額		預貯金等の資産上限額	
		食費	居住(滞在)費 ※多床室	本人のみ	配偶者がいる
		短期入所 利用時			
第 1 段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で一定以上の資産がなく、老齢福祉年金を受給している方	300	0	1,000 万	2,000 万
		300			
第 2 段階	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	390	370	650 万	1,650 万
		600			
第 3 段階 ①	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方	650	370	550 万	1,550 万
		1,000			
第 3 段階 ②	世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	1,360	370	500 万	1,500 万
		1,300			

2 高額介護サービス費について

1か月の利用者負担額が「利用負担上限額」という一定の上限額を超えて多くかかったときは、申請により、その超えた額が高額介護サービス費として給付（払い戻し）されます。また、同一世帯に介護保険サービス利用者が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。

令和3年8月からは、以下のとおり、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高額所得者世帯について、負担限度額の見直しが行われました。

なお、第1段階から第3段階の方の利用者負担上限額に変更はありません。

○ 高額介護サービス費の利用者負担上限額（月額）一部見直しの概要

【令和3年7月まで】

（単位：円/月）

利用者負担段階		負担限度額	
		個人の場合	世帯合算の場合
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	15,000	24,600
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第1・2段階以外の方	24,600	
第4段階	利用者負担段階が第1～3段階以外の方		44,400

【令和3年8月まで】

（単位：円/月）

利用者負担段階		負担限度額	
		個人の場合	世帯合算の場合
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	15,000	24,600
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第1・2段階以外の方	24,600	
第4段階	市町村民税課税世帯で、利用者負担段階が第1～3段階及び第5・6段階以外の方		44,400
第5段階	同一世帯内の第1号被保険者に課税所得が380万円～690万円未満（年収約770万円～約1,160万円未満）の方がいる世帯		93,000
第6段階	同一世帯内の第1号被保険者に課税所得が690万円以上（年収約1,160万円以上）の方がいる世帯		140,100

地域密着型サービス事業者の指定状況

【令和3年4月1日指定】

①地域密着型通所介護 2事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社ライフルーツ	代表取締役	村川 隆之	デイサービスいき	札幌市手稲区星置2条4丁目7番41号	15人	無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社2ハート	代表取締役	田中 順子	デイサービスセンターらいふてらす伏古3条	札幌市東区伏古3条3丁目2-8	18人	無

②（介護予防）認知症対応型通所介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	株式会社さくらコミュニティサービス	代表取締役	中元 秀昭	満快のふる郷さくら発寒	札幌市西区発寒6条14丁目17番33号	3人	有

【令和3年5月1日指定】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社ネクサスケア	代表取締役	山木 正幸	ネクサスコート豊平 巡回ステーション	札幌市豊平区豊平3条1丁目1番38号		有

②地域密着型通所介護 3事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社Kライフサポート	代表取締役	桑名 大輔	レコードブック発寒	札幌市西区発寒1条3丁目4番5号 ハシモトビル1階	18人	無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社Kライフサポート	代表取締役	桑名 大輔	レコードブック南平岸	札幌市豊平区平岸6条13丁目3-30	18人	無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	合同会社本田屋	代表社員	湯澤 志津子	本田屋デイサービス	札幌市南区川沿4条5丁目1-14	18人	無

③（介護予防）小規模多機能型居宅介護 2事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	オリエント建設株式会社	代表取締役	藤田 春幸	小規模多機能ケアホーム はまなす	札幌市白石区栄通18丁目10番16号 はまなすビル2階	定員25人 通い15人 宿泊5人	有
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社ワークサポート	代表取締役	川口 成美	小規模多機能型居宅介護シーズンイースト	札幌市東区本町2条8丁目5-7	定員22人 通い11人 宿泊4人	無

【令和3年6月1日指定】

指定事業所なし

【令和3年7月1日指定】

①地域密着型通所介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護 総合事業の申請無	株式会社EMIU	代表取締役	魚崎 賢太	ベルメールケア北郷	札幌市白石区北郷9条8丁目1-3	10人	無

②（介護予防）認知症対応型共同生活介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人 禎心会	理事長	徳田 禎久	グループホームら・そしあ	札幌市北区新川1条6丁目3番3号	9人×9人	有

③看護小規模多機能型居宅介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
看護小規模多機能型居宅介護	合同会社サン・ダリア	代表社員	中居 正司	看護小規模多機能 ナースステーション司	札幌市北区北25条西13丁目2-13	定員29人 通い18人 宿泊6人	無

【令和3年8月1日指定】

①地域密着型通所介護 2事業所

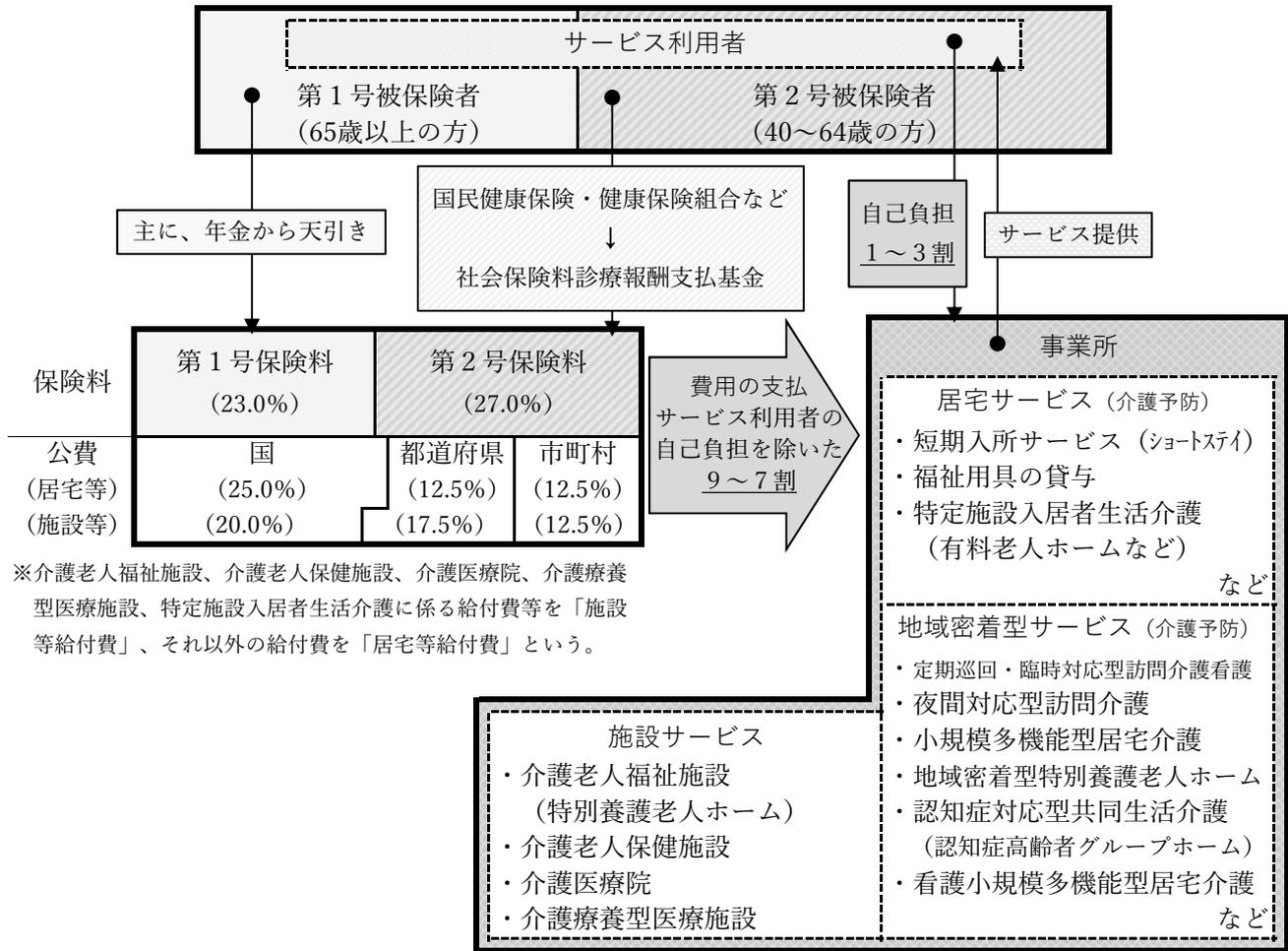
サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社TO.precious	代表取締役	大浦 貴史	生活リハビリ型デイサービス Hygee	札幌市北区屯田4条6丁目6-18第18 北進建鉄ビル1階C号室	10人	無
地域密着型通所介護 <small>総合事業の申請無</small>	一般社団法人 北海道社会福祉活動事務所	代表理事	大島 康雄	旭ヶ丘デイサービスセンターいろり	札幌市中央区南11条西23丁目3番1号	18人	有

【参考資料 1】

介護保険制度の費用負担

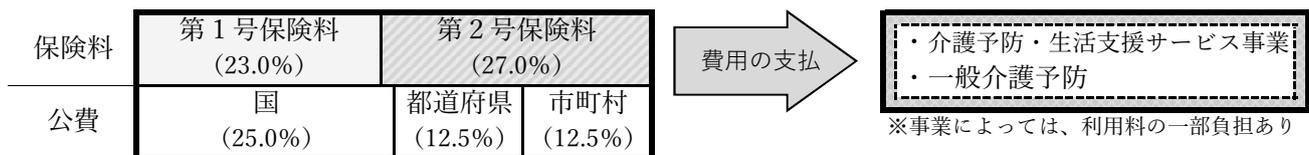
1 介護給付・予防給付について

○被保険者（保険の加入者）と市町村（保険者）の財源

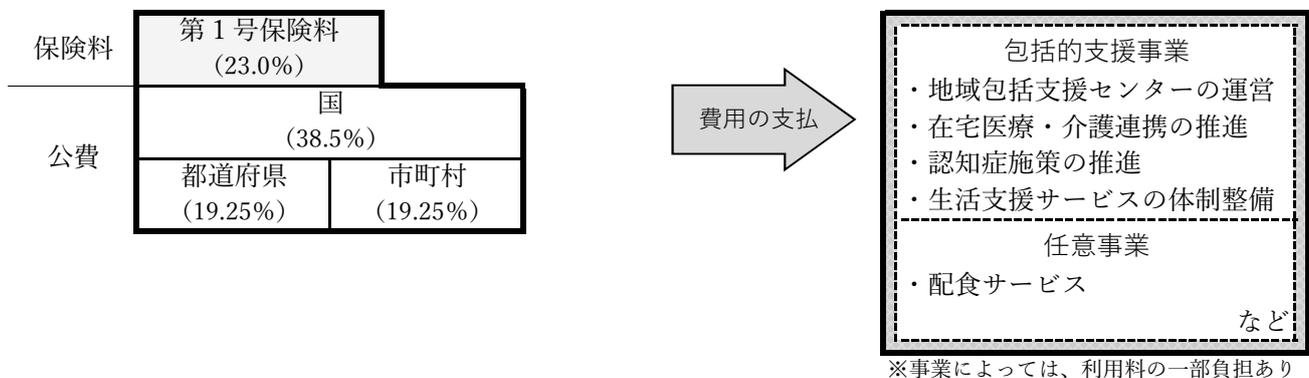


2 地域支援事業について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業



(2) 包括的支援事業、任意事業



(3) 保健福祉事業



札幌市介護保険会計（平成30～令和2年度）の運営状況

[歳出内訳]

(単位：百万円)

	歳出		
	計画	実績	差額
給付費関係歳出合計	431,930	425,448	△ 6,482
保険給付費計	406,013	402,286	△ 3,727
居宅サービス費	166,501	173,013	6,512
地域密着型サービス費	108,702	98,795	△ 9,907
施設サービス費	104,997	103,630	△ 1,367
特定福祉用具購入費	661	645	△ 16
住宅改修費	1,584	1,755	171
特定入所者介護サービス費	10,476	10,931	455
高額介護サービス費	11,031	11,431	400
高額医療合算介護サービス費	1,599	1,667	68
審査支払手数料	462	419	△ 43
地域支援事業費計	25,917	23,162	△ 2,755
介護予防・日常生活支援総合事業費	19,062	17,114	△ 1,948
包括的支援・任意事業費	6,764	5,975	△ 789
審査支払手数料	91	73	△ 18
財政安定化基金拠出金	0	0	0

[歳入内訳]

(単位：百万円)

	歳入		
	計画	実績	差額
給付費関係歳入合計	360,836	340,966	△ 19,870
公費負担収入計	236,225	225,280	△ 10,945
保険給付費	217,127	205,116	△ 12,011
国負担分	102,118	97,243	△ 4,875
道負担分	60,963	57,600	△ 3,363
市負担分	54,046	50,273	△ 3,773
地域支援事業費	14,826	13,935	△ 891
国負担分	7,434	7,110	△ 324
道負担分	3,696	3,528	△ 168
市負担分	3,696	3,297	△ 399
保険料軽減分	4,272	4,434	162
保険者機能強化推進交付金^{※1}	0	921	921
介護保険保険者努力支援交付金^{※2}	0	273	273
介護保険災害臨時特例補助金^{※3}	0	601	601
保険料収入等計	124,611	115,686	△ 8,925
第1号保険料	96,353	97,615	1,262
支払基金交付金（第2号保険料）	121,911	113,245	△ 8,666
介護給付費準備基金	2,700	2,441	△ 259

※1 市町村の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するために、平成30年度に創設された交付金。

※2 介護予防・健康づくり等に資する取り組みを支援するために、令和2年度に新設された交付金。

※3 東日本大震災の被災者の方への支援として行った介護保険料の減免、介護保険サービスの利用者負担分の免除及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する介護保険料の減免に関して、国から交付された補助金。

【参考資料3】

札幌市高齢者支援計画2021（令和3～5年度）における収支見込

[歳出内訳]

(単位：百万円)

	歳出			
	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	第8期合計
給付費関係歳出合計	155,454	161,377	167,494	484,326
保険給付費計	146,761	152,180	157,950	456,891
居宅サービス費	63,965	67,013	70,235	201,212
地域密着型サービス費	37,465	38,779	40,301	116,546
施設サービス費	36,867	37,996	38,641	113,504
特定福祉用具購入費	227	239	251	716
住宅改修費	623	636	647	1,906
特定入所者介護サービス等	3,148	2,897	3,034	9,079
高額介護サービス費	3,788	3,912	4,097	11,797
高額医療合算介護サービス費	535	559	585	1,680
審査支払手数料	144	150	157	451
地域支援事業費計	8,311	8,800	9,132	26,243
介護予防・日常生活支援総合事業費	6,515	6,979	7,280	20,774
包括的支援・任意事業費	1,768	1,793	1,822	5,384
審査支払手数料	27	28	30	85
保健福祉事業費計	382	397	412	1,191
高齢者等おむつサービス事業	382	397	412	1,191
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0

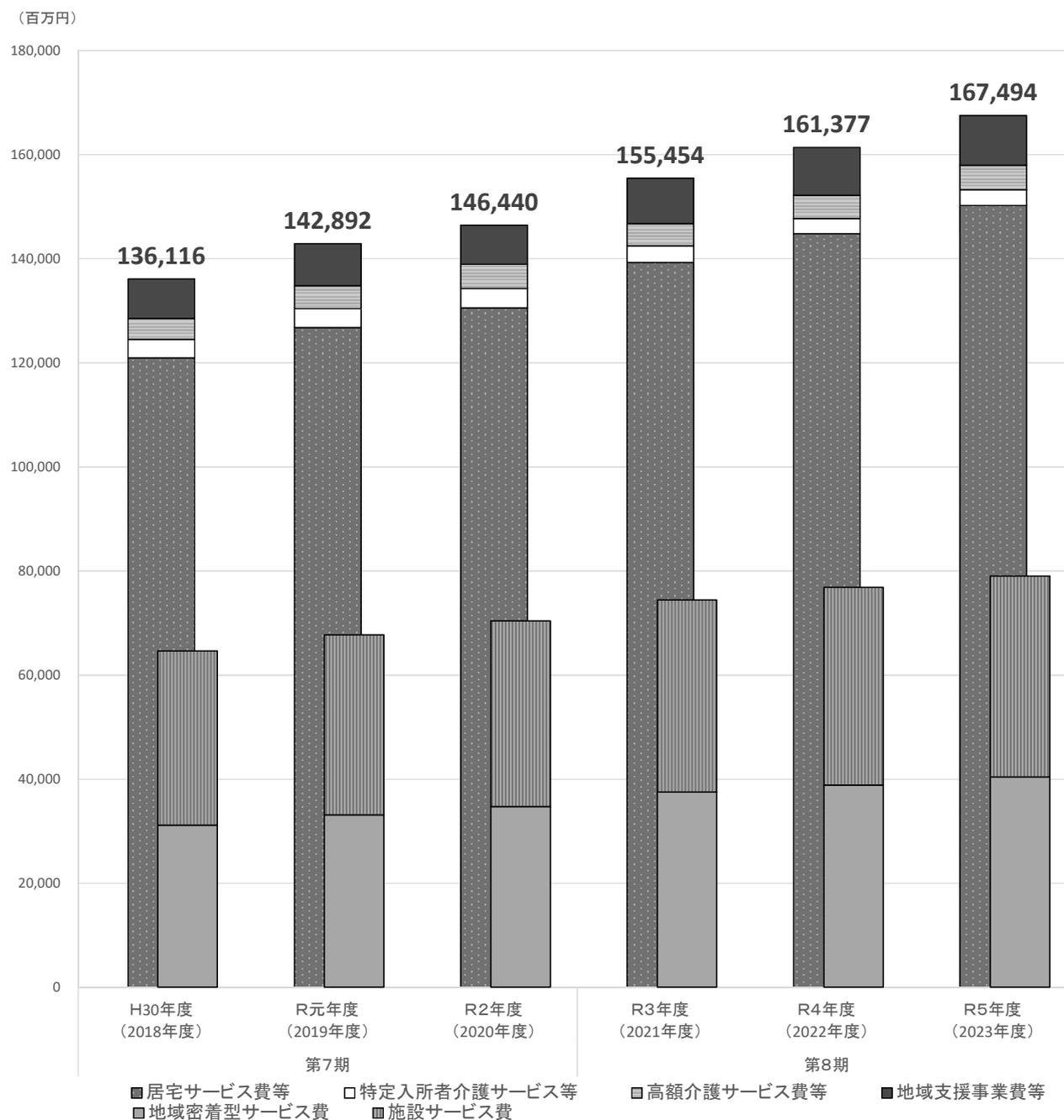
[歳入内訳]

(単位：百万円)

	歳入			
	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	第8期合計
給付費関係歳入合計	155,454	161,377	167,494	484,326
公費負担収入計	80,962	84,025	87,376	252,363
保険給付費	73,718	76,486	79,607	229,810
国負担分	34,660	36,009	37,630	108,299
道負担分	20,713	21,454	22,233	64,400
市負担分	18,345	19,023	19,744	57,111
地域支援事業費	4,655	4,910	5,095	14,659
国負担分	2,335	2,464	2,562	7,361
道負担分	1,160	1,223	1,266	3,649
市負担分	1,160	1,223	1,266	3,649
保険料軽減分	2,589	2,630	2,674	7,894
保険料収入等計	74,491	77,352	80,118	231,961
第1号保険料	32,511	33,015	33,510	99,036
支払基金交付金（第2号保険料）	41,385	42,973	44,612	128,970
介護給付費準備基金	596	1,364	1,995	3,955

※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合があります。

保険給付費等の推移（第7期実績・第8期見込み）



(単位：百万円)

	第7期			第8期		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保険給付費等合計	136,116	142,892	146,440	155,454	161,377	167,494
保険給付費	128,509	134,840	138,937	146,761	152,180	157,950
居宅サービス費等 ^{※1}	120,941	126,769	130,547	139,290	144,812	150,233
地域密着型サービス費	31,098	33,035	34,662	37,465	38,779	40,301
施設サービス費	33,434	34,573	35,623	36,867	37,996	38,641
特定入所者介護サービス費	3,554	3,637	3,740	3,148	2,897	3,034
高額介護サービス費等 ^{※2}	4,014	4,434	4,650	4,323	4,471	4,682
地域支援事業費等 ^{※3}	7,607	8,052	7,503	8,693	9,197	9,545

※1 居宅サービス費等

⇒ 保険給付費のうち、特定入所者介護サービス費等と高額介護サービス費等を除いたもの
 (居宅サービス費と特定福祉用具購入費、住宅改修費、審査支払手数料の合計)

※2 高額介護サービス費等

⇒ 高額介護サービス費と高額医療合算介護サービス費の合計

※3 地域支援事業費等

⇒ 地域支援事業費と保健福祉事業費 (R3年度～) の合計

【参考資料5】

第1号被保険者数、認定者数、サービス利用者数の推移（各年度平均）（平成30～令和2年度）

（単位：人）

	H30年度 (2018年度)		R元年度 (2019年度)		R2年度 (2020年度)	
		うち介護予防		うち介護予防		うち介護予防
第1号被保険者数（A）	518,793		529,421		538,624	
要介護等認定者数（B）	107,978	37,149	111,857	39,234	114,167	39,847
第1号認定者数（C）	106,092	36,614	109,978	38,684	112,284	39,300
第2号認定者数	1,886	535	1,879	550	1,883	546
サービス利用者数（D=E+F+G）	81,063	9,954	84,544	10,932	86,105	11,250
居宅サービス【実数】（E）	53,766	9,780	56,313	10,754	57,778	11,071
訪問介護	14,518		14,580		14,752	
訪問入浴介護	543	1	578	2	628	2
訪問看護	10,428	1,291	11,392	1,527	12,559	1,704
訪問リハビリテーション	1,393	149	1,640	188	1,813	237
通所介護	13,449		14,164		12,901	
通所リハビリテーション	8,010	2,327	8,187	2,516	7,054	2,145
短期入所生活介護	3,108	111	3,102	125	2,444	77
特定施設入居者生活介護	3,671	644	3,731	654	3,637	617
居宅療養管理指導	15,525	751	17,159	875	18,704	917
福祉用具貸与	29,140	6,013	31,311	6,714	33,463	7,246
特定福祉用具販売	525	180	548	189	579	190
住宅改修	588	245	632	267	586	245
居宅介護支援・介護予防支援	45,554	8,836	47,733	9,809	48,942	10,198
地域密着型サービス利用者数【実数】（F）	17,039	174	17,818	178	17,836	179
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,501		2,898	0	3,326	
夜間対応型訪問介護	140		104	0	83	
地域密着型通所介護	6,300		6,384	0	5,704	
認知症対応型通所介護	708	5	710	7	653	4
小規模多機能型居宅介護	2,918	164	3,175	164	3,344	168
認知症対応型共同生活介護	4,166	5	4,266	7	4,284	6
地域密着型特定施設入居者生活介護	14		14		14	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	321		308		310	
看護小規模多機能型居宅介護	539		575		655	
施設サービス利用者数【実数】（G）	10,259		10,413		10,491	
介護老人福祉施設	5,504		5,640		5,825	
介護老人保健施設	4,108		4,100		3,970	
介護療養型医療施設	569		485		315	
介護医療院	107		188		381	
第1号認定率（C/A）	20.4%		20.8%		20.8%	
要介護等認定者のサービス利用率（D/B）	75.1%		75.6%		75.4%	
居宅サービスの利用率（E/D）	66.3%		66.6%		67.1%	
地域密着型サービスの利用率（F/D）	21.0%		21.1%		20.7%	
施設サービスの利用率（G/D）	12.7%		12.3%		12.2%	

※1 被保険者数と要介護等認定者数は各月末現在の平均

※2 サービス利用者数のうち【実数】については、その内訳の合計とは一致しない（同一人が複数のサービスを利用する場合があるため）

※3 令和元年度・2年度の数値は暫定値

保険給付費執行状況（サービス種別）（平成30～令和2年度）

（単位：円）

	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
居宅（介護予防）サービス	52,124,074,363	49,166,766,912	49,941,061,252
訪問サービス	20,193,625,910	21,303,693,925	23,329,688,581
訪問介護	12,541,866,862	12,795,640,816	13,957,351,132
訪問入浴介護	376,535,513	406,260,812	442,495,836
訪問看護	4,822,340,750	5,269,090,087	5,870,251,183
訪問リハビリテーション	533,467,451	631,091,132	703,484,585
居宅療養管理指導	1,919,415,334	2,201,611,078	2,356,105,845
通所サービス	14,299,418,474	14,910,647,857	13,680,862,234
通所介護	9,047,711,474	9,627,323,686	9,053,247,617
通所リハビリテーション	5,251,707,000	5,283,324,171	4,627,614,617
短期入所サービス	3,159,397,235	3,212,808,917	2,965,090,531
短期入所生活介護	2,478,853,629	2,552,767,375	2,409,504,172
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	668,770,457	648,350,479	547,301,175
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	11,113,618	9,666,896	5,898,438
短期入所療養介護（介護医療院）	659,531	2,024,167	2,386,746
福祉用具・住宅改修サービス	4,485,765,596	4,765,188,376	5,075,818,671
福祉用具貸与	3,716,019,795	3,946,837,324	4,272,207,404
福祉用具購入費	205,486,761	209,525,931	226,048,775
住宅改修費	564,259,040	608,825,121	577,562,492
特定施設入居者生活介護	7,487,229,736	7,538,005,135	7,609,314,061
介護予防支援・居宅介護支援	6,984,403,008	2,201,611,078	2,356,105,845
地域密着型（介護予防）サービス	14,631,555,964	15,466,961,171	15,864,944,026
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,858,245,562	4,535,609,930	5,338,185,861
夜間対応型訪問介護	43,760,241	37,994,438	37,249,928
地域密着型通所介護	4,607,456,999	4,738,589,993	4,488,327,805
認知症対応型通所介護	877,924,769	911,895,900	874,678,478
小規模多機能型居宅介護	6,450,097,133	7,080,364,485	7,459,571,276
認知症対応型共同生活介護	12,560,349	19,653,620	15,882,937
地域密着型特定施設入居者生活介護	34,579,882	30,703,514	30,382,941
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,047,063,744	1,008,504,893	1,064,580,750
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	1,558,112,847	1,639,254,328	1,894,269,911
施設サービス	33,660,542,759	34,573,505,892	35,900,669,101
介護老人福祉施設	16,958,851,233	17,680,970,029	18,748,580,555
介護老人保健施設	13,809,733,007	13,896,474,018	13,920,804,214
介護療養型医療施設	2,504,783,632	2,107,908,292	1,514,918,938
介護医療院	387,174,887	888,153,553	1,716,365,394
特定入所者介護サービス費	3,553,563,051	3,637,055,610	3,739,826,097
高額介護サービス費	3,526,328,126	3,850,920,066	4,053,567,724
審査支払手数料	131,065,636	144,857,203	143,421,969
高額医療合算介護サービス費	488,322,612	582,579,679	595,524,057
総計	108,115,452,511	107,422,646,533	110,239,014,226

地域密着型サービス事業者の指定状況（令和元～3年）

■地域密着型サービスの指定事業所数（各年7月1日現在）

（単位：事業所）

サービス種類	R元	R2	R3
定期巡回・随時対応訪問介護看護	68	76	73
夜間対応型訪問介護	3	3	3
地域密着型通所介護	307	302	291
認知症対応型通所介護	64	62	65
小規模多機能型居宅介護	153	162	163
認知症対応型共同生活介護	261	262	263
看護小規模多機能型居宅介護	28	30	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	12	11	11
合計	897	909	901